

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 傷病手当金 新型コロナウイルスの場合 —

Q: 発熱などで新型コロナウイルス感染症を疑い帰国者・接触者相談センターに相談すると帰国者・接触者外来への受診の調整をされますが、受診予定日まで自宅療養をしていた期間については傷病手当金を受けられないのでしょうか？

A: 傷病手当金は療養のため労務不能となった日から起算して4日目から受けることができますが、医師が労務不能と確認できるのは初診日からなので、事実経過を確認できない初診日前の期間については原則として支給決定されません。

一方、厚労省が出している「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」では、初診日前の期間について、

『医師が診察の結果、被保険者の既往の状態を推測して初診日前に労務不能の状態だったと認め、意見書に記載した場合には、初診日前の期間についても労務不能期間となり得る』

とされています。上記によると従前よりの取扱いとあるのですが、傷病手当金はあくまでも事実に基づいて支給決定するため、これまで実際に認められた事例は非常に少ないと思われます。ただ、新型コロナウイルス感染症の現況下であらためてこの取扱いが示されていることから、前よりは認められる可能性が高くなるかも知れません。

この他、Q&Aでは、やむを得ない理由で受診できなかった場合（帰国者・接触者相談センター等の指示で自宅待機中に症状が改善した等）には、支給申請書にその旨を記載し、療養のため労務に服さなかった旨の事業主の証明書類を添付すること等で、保険者が労務不能と認めた場合は支給対象となるとされています。



「被扶養者資格の再確認」の実施について

協会けんぽより、令和2年10月上旬から下旬に順次、被扶養者状況リストが事業主様へ送付されます（提出期限：令和2年11月30日）。

法改正ニュース①

— 地域別最低賃金の改定額が答申されました —

都府県名	改定前	改定後	発効日
大阪	964円	964円（現行どおり）	
兵庫	899円	900円	10月1日
京都	909円	909円（現行どおり）	
滋賀	866円	868円	10月1日
奈良	837円	838円	10月1日
和歌山	830円	831円	10月1日
東京	1,013円	1,013円（現行どおり）	

※特定最低賃金（産業別最低賃金）は別途定めあり

法改正ニュース②

— 厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定 —

（令和2年9月～）

（現行）上限等級 第31級（62万円）

→（改定後）上限等級 **第32級（65万円）**

（保険料…全額：118,950円／折半額：59,475円）

最近のニュースから

コロナ感染死で初の労災認定

海外出張中に感染

厚生労働省は、海外出張中に新型コロナウイルスに感染し、その後死亡した卸売・小売業勤務の労働者について、業務が原因で感染したとして労災認定したことを明らかにした。ウイルスに感染し死亡した人が労災と認定されたのは、今回が初めて。